

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第 6 号

期日前投票所における投票管理者及びその職務を代理すべき者並びに
その者が職務を行うべき日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任し、その者が職務を行うべき日を次のように定める。

令和 8 年 1 月27日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横 田 明 典

- 1 投票管理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日
別紙1のとおり（別紙省略）
- 2 投票管理者の職務を代理すべき者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日
別紙2のとおり（別紙省略）

名古屋市緑区選挙管理委員会